



- ① 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」で規定する基本設計データ（道路中心線形又は法線と出来形横断面形状で構成される3次元形状データ）を作成できる工事目的物であること。なお、例えば造成工事（防災拠点の盛土等）等で法線や道路中心線形がないときは、仮の法線や道路中心線形を設けて基本設計データを作成することができる。
- ② 基準高、法長、幅等による出来形管理を行う土工であること。例えば、基準高、法長、幅等による出来形管理を行わない土工（軟弱地盤上の土工で出来形ではなく施工量を管理する場合等）には適用できない。
- ③ TSによる計測ができる現場条件であること。例えば、降雪期間における土工など、TSによる計測ができない期間が大半を占めるような現場条件では適用しない。

### 3. 特記仕様書記載例

実施方針第5（使用原則化の措置）一で規定している特記仕様書に明示する条件の記載例は以下のとおりとする。

特記仕様書記載例
<p>第〇条 情報化施工</p> <p>1. 受注者は、本工事の土工の出来形管理において、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を行う情報化施工技術を使用しなければならない。ただし、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、受注者は、設計図書を照査し、情報化施工の実施に必要な3次元データを作成する。発注者は、3次元データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる、詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。</p>
<p>適用</p> <p>・ 10,000m<sup>3</sup>以上の土工を含む「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」が適用できる工事について、1. を記載する。</p>

### 4. 積算

使用原則化工事におけるTSによる出来形管理技術（土工）の実施にかかる費用（3次元データ作成費を含む）は、従来の出来形管理にかかる費用と同じく共通仮設費（率分）に含まれる。

なお、情報化施工技術に関する調査を実施する場合は、調査内容、調査費用を別途通知するので、必要な費用を計上する。

### 5. 協議

3. 特記仕様書記載例における「これにより難しい場合」とは、以下の場合等であり、受注者の都合で使用できない場合は認めない。

- 1) 供給側に制約があり調達できない場合

供給側に制約がありTSによる出来形管理技術（土工）の実施に必要な機器・ソフトを調達することができず、受注者が以下の全てを証明する書類を提出した場合は、監督職員は協議を行う。

①地方整備局等管内にある全国規模のレンタル事業者に在庫がない。

②事務所管内の市町村にある地元のレンタル事業者に在庫がない。

なお、地方整備局等や事務所の立地条件により、レンタル事業者の数が異なるため、証明する範囲を変更しても差し支えない。

また、証明の目安として、証明する範囲にある全国規模のレンタル事業者の全てと地元のレンタル事業者の5者程度の証明で良い。

2) 現場条件等により使用することができない場合

現場条件等により、2. 使用原則化工事の考え方2) 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」が適用できるから使用することができず、受注者がそれを証明する資料を提出した場合は、監督職員は協議を行う。

## 6. 実施状況の報告

実施方針第7(実施状況の報告)で規定している使用原則化の実施状況の報告内容は、以下のとおりとする。

1) 使用原則化工事の件数（特記仕様書に記載した件数）

2) 1)のうち使用した工事件数

3) 1)のうち使用しなかった工事件数（「これにより難しい場合」の件数）

4) 使用原則化工事のうち使用しなかった理由（「これにより難しい場合」の理由）等

なお、報告様式、報告頻度などは、別途通知する。